

「国家総合改革試験区」から見た中国の地域政策の方向性

張 兵

Trend of China's Regional Policy Linked with the National General Reform Test Zones

ZHANG Bing

Abstract

The regional development strategy in China is changing from "East China taking the lead" to "Coordinated Regional Development" as the establishment of the national general reform test zones in recent years. In this paper, I will research on the established process of the national general reform test zones, and analyze the trend of the regional policy in China.

キーワード：総合改革試験区 地域協調発展 成長拠点

Key words : General Reform Test Zones, Regional Coordinated Development, Growth Pole

はじめに

日本ではまだまだあまり知られていないが、今、中国においては、「国家総合改革試験区」（中国語では「国家総合配套改革試験区」という、下同）といった国家レベルの総合的な改革試験エリア設立の動きが活発で大いに注目されている。2005年6月上海浦東新区が国家総合改革試験区として指定されたのを皮切りに、天津濱海新区、重慶市、成都市、武漢都市圏¹⁾、長（沙）株（洲）（湘）潭都市圏²⁾、深圳経済特区が相次いで指定され、国家発展改革委員会³⁾ 担当者の公式発表によると、2009年5月の時点で、すでに7つの国家総合改革試験区が指定され、かつ各試験区からそれぞれ作られた試験区の全体のプランにあたる「改革試験総体方案」というものが全て国務院から批准されたという（表1参照）⁴⁾。「新特区」⁵⁾とも呼ばれているこれらの国家総合改革試験区は、より大きな地方自主権を持ちながら経済分野を超えた総合的な改革試験を行うようになり、中国全土の改

革と発展に経験や手本を提供するものとして期待されている。

なぜ30年間の改革開放の歴史が経過した現在においてこのような改革試験区の設立が必要とされたのか、またなぜこの7カ所が国家総合改革試験区として指定されたのか、そのわけが大きく問われている。中国国内では国家総合改革試験区に関する研究が多数見られている（例えば、姜良瑜2006、肖金成2006、郝寿義・高進田2006、郝寿義編2008、孔涇源2008、高成才編2008、熊金超2008、聶華林・馬紅翰編著2009など）が、そのほとんどが国家総合改革試験区に関する紹介にとどまっており、また日本においては、管見の限り、関連する研究はまだほとんど行われていない。本稿では、中国における国家総合改革試験区設立の背景及び政治過程に関する考察を通じて、その目的と政策的含意を解明するとともに、中国における地域政策の今後の方向性を明らかにしたいと思う。

山梨県立大学 国際政策学部 国際コミュニケーション学科

Department of International Studies and Communications, Faculty of Global Policy Management and Communications, Yamanashi Prefectural University

表1 国家総合改革試験区設立の経緯

2005年6月	国務院常務会議、上海浦東新区総合改革試験の実施を許可 (2006年1月、国務院、「浦東総合改革試験総体方案」を批准)
2006年6月	国務院「天津濱海新区開発開放の推進に関わる関連問題に関する意見」、天津濱海新区を「国家総合改革試験区」に指定 (2008年3月、国務院、「天津濱海新区総合改革試験総体方案」を批准)
2007年6月	国家発展改革委員会「重慶市と成都市における都市農村協調発展国家総合改革試験区設立の批准についての通知」、重慶市と成都市を「都市農村協調発展国家総合改革試験区」に指定 (2009年4月、国務院、「重慶市都市農村協調発展総合改革試験総体方案」を批准 2009年5月、国務院、「成都市都市農村協調発展総合改革試験総体方案」を批准)
2007年12月	国家発展改革委員会「武漢都市圏と長株潭都市圏における資源節約型・環境友好型社会建設国家総合改革試験区設立の批准についての通知」、武漢都市圏と長株潭都市圏を「資源節約型・環境友好型社会建設国家総合改革試験区」に指定 (2008年9月、国務院、「武漢都市圏「両型」 ⁶⁾ 社会建設総合改革試験総体方案」を批准 2008年12月、国務院、「長株潭都市圏「両型」社会建設総合改革試験総体方案」を批准)
2009年1月	国務院、「珠江デルタ地域改革発展計画要綱」を批准公布、深圳総合改革試験区と明記 (2009年5月、国務院、「深圳市総合改革総体方案」を批准)

出所：中国国家発展改革委員会の資料より作成。

一. 国家総合改革試験区設立の背景と目的

1. 「国家総合改革試験区」の概念について

「国家総合改革試験区」の概念について先に確認しておこう。

まず「国家」というのはいうまでもなく国レベルという位置づけを意味するものであり、具体的には、国家総合改革試験区の性質として、①国(国務院)による指定を受けることと、②国の発展戦略に盛り込まれること、③その総体方案及び他の法政策は国(国務院)による承認を必要とすること、④その業務は国家発展改革委員会の監督指導を受けることなどが挙げられる。このように、国家総合改革試験区は国による、国としての戦略となっている。実際、地方政府による省レベルの総合改革試験区も多数設立されている。

次に、「総合改革」(中国語では「総合配套改革」という、下同)とは、これまでの経済体制そのものを中心とした改革と異なって、経済から政治、社会、環境まで総合的で多方面にわたった改革を意味するものである。改革開放期当初「経済特区」として指定された深圳、珠海、汕頭、厦門(アモイ)、海南省の場合、計画経済体制に対する改革が中心となった。それに対して、市場経済体制が

すでに計画経済体制に取って代わった現在においては、改革を深化させ、市場経済体制を健全化するとともに、関連する社会制度や行政体制、経済運営の方式などの改革と刷新が目標とされたのである。これまでの主に経済成長を重視する観念から転換し、経済成長を維持するために関連する体制問題や社会問題、資源・環境問題の解決にも力を入れる、あるいは経済発展と社会発展、環境保全などをともに重視する意味が読み取れる。

最後に、「試験区」とはテストエリアであり、全国から選定された特定の都市あるいは特定の都市の一部、いくつかの都市からなる都市圏とさまざまである。ただし、国家総合改革試験区として指定されたとしても、該当地に改めて「〇〇試験区」という名の区画及び政府機関を作るのではなく、その既存の地方政府に所管範囲内で改革試験を行う権限などを与えるに過ぎない。これらの「試験区」で先に総合改革の試行を行い、他の地域に手本を示し、経験を積んだ後に全国に押し広める考えである。中国のような広くて差も大きい国では、どのような政策も、一斉に全国範囲で行うには無理があり、まず一部の地域でテスト的に試行し、その効果を検証しながら段階的に他の地域へ広げていく、いわば「漸進的改革」方式は中

国政府の伝統的なやり方であり、改革開放路線を実施して30年が経過した現在においても、この方式は依然として堅持されていると言えよう。

2. 国家総合改革試験区設立の背景

では、なぜ国家戦略として総合改革試験区を設立することにしたのか。その背景について政府からまだほとんど説明されていないが、中国における経済社会発展の現状を考えると、それは決してわかりにくいものではない。つまり中国は、沿海地域の改革開放を中心に、急速な経済成長を達成しているが、それと同時に、誰の目にも明らかになっているように、多くの難題に直面しており、さらなる発展のためにはまずこれらの難題を解決しなければならない、というような局面に迫られている。なかに国家総合改革試験区の設立と直接関連のある問題として次の4つを挙げることができる。

第1は、市場システムと市場の役割が依然として不十分な問題である。中国においては、社会主義市場経済体制は初歩的に確立されているが、それはまだ健全なものではない。特に行政管理体制、土地制度、金融資本市場システム、労働と技術市場システムなど深層構造における体制の問題がまだ根本的に解決されていない。体制・制度上の障害に起因した問題は経済運営と経済発展に対して支障をもたらしている。これを背景に、第11次5カ年計画（2006～2010年）は、中国における改革はいよいよハードな段階に来ており、改革を推進し経済社会の発展に関わる重大な体制の改革

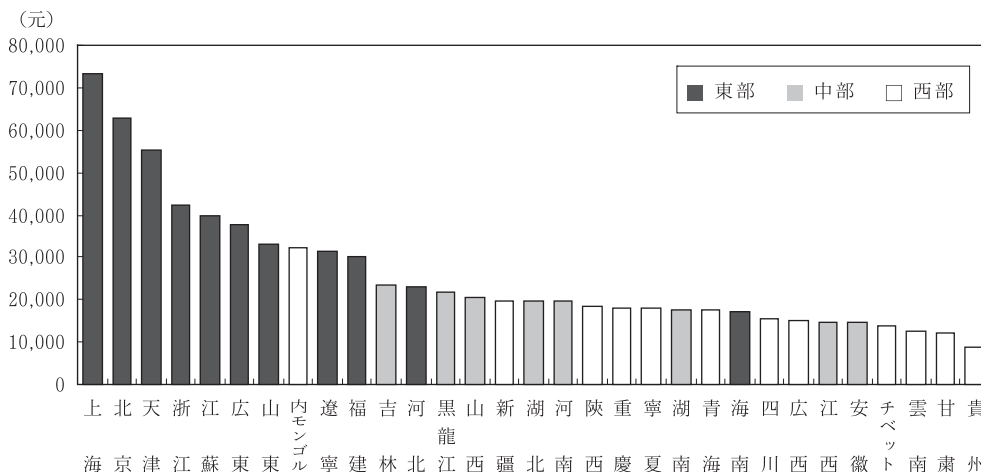
を突破的に進展させなければならないとし、体制改革の深化を中国における重要な課題として打ち出した。それによると、行政管理体制から、基本経済制度、財政・租税体制、金融体制、現代的市場システムまでさまざまな体制・制度の改革が目標とされている（表2）。

第2は、地域間の格差の問題である。周知のように、中国における1978年以降の改革開放は主に珠江デルタと長江デルタを中心とする沿海地域を舞台としてきた。それは鄧小平の「先富論」⁷⁾に代表されているように、沿海地域への政策傾斜と発展促進であった。確かに東部沿海地域は改革開放によって目覚ましい発展を遂げたが、その内陸部への波及効果が予想したとおりうまく行かなかった。むしろ「東快西慢」、「南高北低」（東部、南部が進んで西部、北部が遅れている）と言われているように、沿海部と内陸部、また沿海部の南北間の格差が拡大する一途をたどっており、国内外から大きく注目されるようになった。遅れている地域の発展を促進するため、2000年に西部大開発戦略、2003年に東北振興戦略、2005年に中部崛起戦略と次々と国レベルの地域発展戦略が打ち出されたが、その効果は必ずしも楽観的ではない。図1は2008年の省別1人あたりGDPを示したものである。東部と中部、西部の間に依然として大きな格差があるのは一目瞭然である。最も高い上海は73,124元に達しているのに対して、最も低い貴州は8,824元にとどまり、その格差は8倍を超えている。

表2 体制改革の深化にかかわる諸課題

① 行政管理体制改革の推進	④ 金融体制改革の加速
・政府の職能転換を推進する	・金融企業改革を深化する
・政府の政策決定メカニズムを健全化する	・直接融資の発展を加速する
② 基本経済制度の改善	・金融コントロールメカニズムを健全化する
・国有企業改革を深化する	・金融管理監督体制を改善する
・国有資産管理監督体制を健全化する	⑤ 現代的市場システムの改善
・非公有制経済の発展を奨励する	・統一かつ開放された国内市場を整備する
③ 財政・租税体制改革の推進	・資本、土地、技術、労働力市場を健全化する
・財政体制を改善する	・価格形成メカニズムを改善する
・租税制度を改善する	・市場秩序を規範化する

出所：全国人大財政経済委員会弁公室・国家発展改革委員会發展企画司編『建国以来国民経済と社会発展五年計画重要文件彙編』より作成。

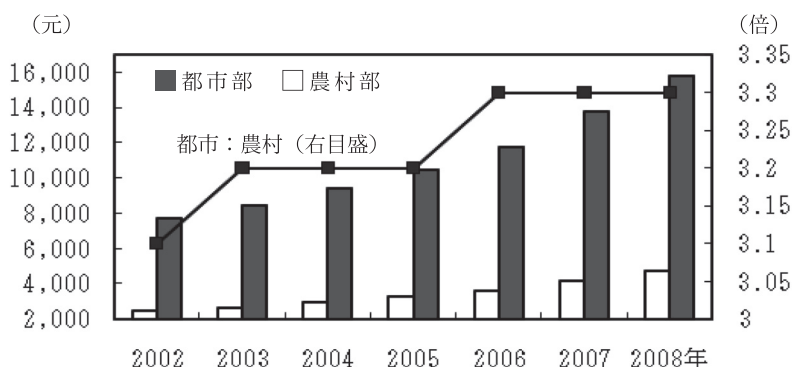


出所：中国国家統計局『中国統計摘要』2009年版より作成。

図1 各省の1人あたりGDPの比較（2008年）

第3は、都市と農村が分離した二元的な構造及び発展の不均衡の問題である。中国には日本では想像もできないほどの都市と農村の格差が存在することはしばしば指摘されている。まず中国の農村部と都市部の住民1人あたり所得の比較を見てみよう（図2）。1980年代後半から農民所得の伸び悩みが続き、都市部との格差が拡大する一途をたどっている。2008年には都市部住民の1人あたり可処分所得（15,780.8元）は農村住民の1人あたり純収入（4,760.6元）の3.3倍となっている。さらに注目すべきなのは、中国における都市と農村の格差は所得のみならず、「三農問題」と呼ばれるように、社会保障制度や公共サービス、政治的権利などを含める広範な範囲に現れている。嚴善平（2006）によると、「三農問題」とは、農

業の豊作貧乏と食糧生産の不安定、農民の相対的・絶対的貧困化、農村の教育、医療を中心とする公共サービスの供給不足を指しており、またその最大の要因は戸籍制度による農民の都市への移動制限であるという。戸籍制度とは中国政府に制定された「戸籍登記条例」（1958年）、「戸籍転出入に関する規定」（1964年、1977年）を中心とした一連の法規から構成されるが、国民を農村住民と都市住民という2大グループに分けて差別的な政策を適用することや、自己の都合で農村から都市へ移住し就労することはできないことがその一番大きな特徴である。計画経済から市場経済への体制移行が始まった1980年代以降、労働移動に対する制限が緩和し、多くの農村人口が出稼ぎの目的で都市部へ移動しているが、戸籍登録地から



出所：中国国家統計局『中国統計摘要』2009年版より作成。

図2 農村部と都市部の住民1人あたり所得の比較

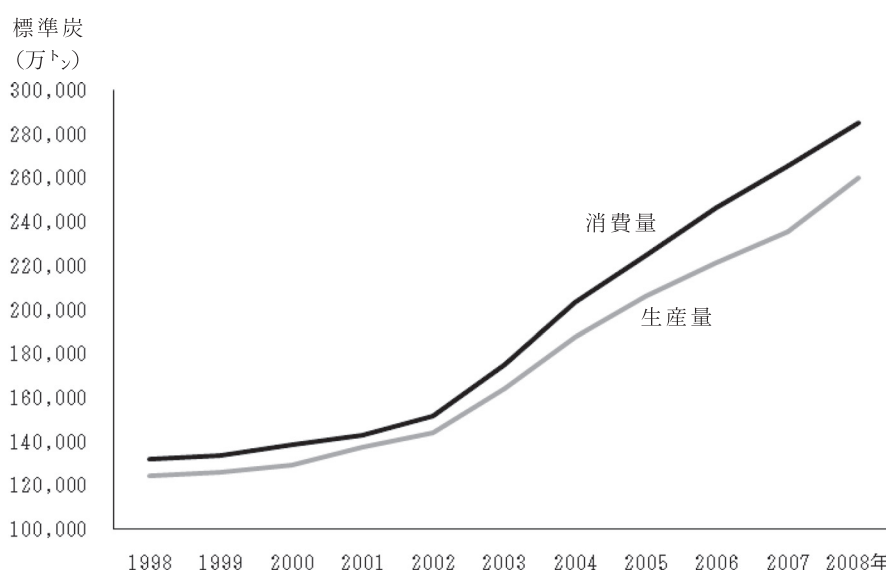
離れて他地域で暮らしていても、戸籍の転出入が許されない。すると農村の人がたとえ都市に移住できても、都市住民と対等に就職競争をすることができないし、またたとえ就職ができた場合でも、賃金、失業・医療・年金保険などの社会福祉、住宅の購入、子供の学校教育、公共サービスの享受等々で都市住民と全く異なる処遇を受けている。計画経済を運営する制度装置としてつくられたこの戸籍制度が、体制移行の過程で次第に都市住民が自らの権益を守る道具として利用するようになり、これまでそれに対する改革が何度か試みられたが、抜本的な改革はまだできていない。

第11次5カ年計画にも「戸籍制度改革を進め、都市・農村を統一させた戸籍登記制度を逐次整備する」と明記されているように、都市と農村間の障壁を取り除き、都市農村の一体的な発展を推進するのが中国における重要な課題である。

第4は、資源と環境の問題である。急速な工業化とモータリゼーションの進展を背景に、中国におけるエネルギー需要が急速に伸びている。統計によると、中国における一次エネルギーの消費量は、1998年の9.17億トン（石油換算）から2008年には20.03億トンとほぼ倍増しており、世界全体に占めるシェアも10.3%から17.7%に高まっている。同じ時期に米国のシェアは25.0%

から20.4%に低下しており、中国は米国を抜いて世界一のエネルギー消費国になろうとしている。1998年から2008年にかけて、世界全体の一次エネルギーの総消費量の増分のうち、約45%は中国によるものである（関志雄2009, p.223）。**図3**は中国における1998年から2008年までの10年間のエネルギー生産量と消費量の推移を示している。生産量が年々増加しているにもかかわらず、消費量増加のペースになかなか追いつけないため、そのギャップが広がる一途をたどっているのが見てわかる。中国は元々石油の純輸出国であったが、国内需要量の拡大を背景に、1993年より純輸入国に転じ、その後も輸入量が急速に増加し続けている。統計によると、2008年には原油と石油製品の輸入は計2.18億トン、輸出を引いた純輸入も1.96億トンに達している。1998年から2008年にかけての世界の石油総消費量の増分の約37%は、中国における需要の拡大によるものである（関志雄2009, p.223～225）。

エネルギーの大量消費は当然環境問題をもたらす。中国の二酸化炭素（CO₂）の排出量は、すでに米国を抜いて世界一の規模になっている⁸⁾。また水質汚染や大気汚染、生態環境悪化などさまざまな環境問題が深刻化しており、中国経済発展の足かせとなっている。



出所：中国国家统计局『中国統計摘要』2009年版より作成。

図3 エネルギー生産量と消費量の推移（1998～2008年）

資源・環境問題の解決なくして持続可能な発展が望めないという危機感から、中国政府は省エネルギー化と環境保護の重要性を強く認識し、成長方式の資源浪費型・環境破壊型から資源節約型・環境保全型への転換を急務としている。

以上のような難題を直面し、中国政府における発展戦略はこれまでの効率優先、経済成長至上から公平重視、経済社会の調和の取れた発展へと大きく方向転換し始めた。

2003年10月、中国共産党16期3中全会が「社会主義市場経済体制の改善に関わる若干の問題についての決定」を採択し、「科学的発展観」という新しい指導方針を明確に打ち出した。科学的発展観とは、人間本位を中心としながら、社会全体の調和の取れた、持続可能な発展を目指すものであり、具体的には、①都市と農村の発展の調和（農民問題の解決と農村の発展を重視し、農村と都市の一体的な発展を図る）、②地域発展の調和（後進地域の発展を支援し、地域間の格差を是正する）、③経済と社会の発展の調和（社会保障制度の健全化や雇用拡大、医療・教育などの公共サービスの充実を図り、社会主義調和社会の構築を推進する）、④人と自然の調和のとれた発展（資源の節約と自然環境の保護を重視し、省エネ・環境にやさしい発展モデルを作り出す）、⑤国内の発展と対外開放の調和（対外開放を堅持しながら国内の発展を加速し、国内市場の拡大を図る）からなるいわゆる「5つの調和」を堅持するものである。

2006年から始まる第11次5カ年計画（2006～2010年）においては、中国の今後の指導方針として「5つの調和」を中心とした科学的発展観を盛り込んだ上で、東部先行発展の奨励、西部大開発の推進、東北旧工業基地の振興、中部崛起の促進を含めた地域協調発展戦略が打ち出された。

2006年10月に開催された中国共産党16期6中全会において、「社会主義和諧社会の構築に関わる若干の重大問題についての決定」が採択され、「和諧社会」（調和の取れた社会）の構築が国の戦略的任務として位置づけられるようになった。「決定」では2020年までの目標として、都市農

村間発展格差の縮小、地域間発展格差の縮小、都市と農村住民をカバーできる社会保障システムの確立、政府の職能とサービス水準の強化、資源利用効率の向上及び生態環境の改善などが盛り込まれた。

2007年10月に開催された中国共産党第17回党大会において、科学的発展観は、従来の鄧小平理論と江沢民の「3つの代表」理論⁹⁾に並ぶ、「中国の特色ある社会主義の理論体系」を構成する重要な戦略思想として、「共産党規約」に盛り込まれることになった。

以上からわかったように、中国は今、急速な経済成長を達成している一方、体制・制度上や地域間、都市農村間、経済発展と社会発展間、経済発展と資源利用・環境保護間においてはさまざまな矛盾や不調和が発生し深刻化しており、それに対応するために「5つの調和」を中心とした科学的発展観が国の新たな指導方針として打ち出されたのである。いわばこれまでの「先富論」に象徴された効率優先、成長至上から公平と協調を重視するほうへ転換しようとするものである。国家総合改革試験区の設立は、このような背景に基づいて決められたものであり、科学的発展観という国の指導方針の地域政策における体現と結果である。

3. 国家総合改革試験区の目的

国家総合改革試験区の目的について、国家発展改革委員会経済体制総合改革司孔涇源司長から次のような説明がある。すなわち、試験区の試験内容はいずれもその地域及び全国において重点的に解決しなければならない課題であり、国家総合改革試験区設立の目的は、試験区における改革と刷新の試行を通じて、該当地域の経済社会のよりよい、よりはよい発展を促進すると同時に、全国に社会主義市場経済体制を健全化するための経験を提供することにある（国家発展改革委員会 HP）。

この説明からもわかるように、国家総合改革試験区の設立は、前述した現在中国の直面している難題を解決する方策を模索するためにほかならない。その模索は古い体制に対する改革と新しい体制の創出から成っているが、具体的には、①経済

体制改革の深化及び行政体制改革の推進、②都市と農村の一体的な発展の促進、③成長方式の転換と省エネ・環境保全型モデルの樹立を中心とし、そのためにいくつかのエリアを試験区として指定し、それぞれ改革のテストを行い、地域及び全国のために経験を積むこととされている。また、地域発展不均衡の現状及び地域の協調発展の促進から考慮し、試験区の配置においては地域のバランスへの配慮が必要とされた。

二. 国家総合改革試験区指定の政治過程

1. 国家総合改革試験区指定の基準

国家総合改革試験区に指定し、改革の試験を行わせる以上、当然政策上の優遇措置や試験区地方政府への権限の移譲が前提となると予測される。そうすると、地方政府間で試験区指定をめぐる激しい競争が起こるのも容易に想像できる。では結果としてなぜ上述した7カ所が指定されるようになったのだろうか。

現在、国として国家総合改革試験区への申請条件などについてまだ正式に公表していないが、国家発展改革委員会経済体制総合改革司孔涇源司長によると、国家総合改革試験区の選定には、次の5つの基準があるという。すなわち、①地域が代表的であること（国家戦略上の「地域」を代表することができる）、②内容が典型的であること（改革の内容は国の意向を反映することができる）、③比較的強い指導力を持っていること、④比較的よい工作の基礎を持っていること（これまである程度の経験を積んでいる）、⑤相応した発展潜在力を有することの5つであり、また、①について氏はさらに、「東・中・西部の協調発展の促進を考慮し、国家は東部、中部、西部にそれぞれいくつかの地域を選定し、それぞれ重点の異なった改革試験を展開させる」という説明を加え（『人民日報』海外版、2008年4月2日）、地域配置のバランスを特に重視する意向を明確に示している。これによると、現在指定された7カ所はこの5つの基準（あるいはその一部）に適合しているかと理解することができる。

2. 上海浦東新区

1990年以降、国家プロジェクトとして開発が進む上海浦東新区は急速に変貌してきた。しかし一方では、政府主導で投資牽引型の発展モデルには限界が次第に現れている（例えば、外資企業の上海から蘇州、昆山など周辺地域への移転、第三次産業の不振など）。その背景には、WTO加盟による従来の優遇政策の優位性の喪失、政府機構の膨張と機能の低下、投資コストの上昇などがあると考えられる。

2004年7月に開催された浦東新区委員会全会は制度刷新と開放拡大をさらに推進する必要があると指摘し、経済運営の市場化、ビジネス環境の国際化、機能開発の地域化、成長方式の集約化、公共サービスの社会化、政府管理の法治化といったいわゆる「六化」を今後の方針として打ち出した。これに基づいて、同年12月、上海市発展改革委員会と浦東新区政府が上海浦東総合改革試験区の枠組みに関する方案を制定し始めた。そのきっかけは、その前、胡錦濤国家主席と温家宝国務院総理が上海を視察し、浦東が開発開放を一層推進し、制度刷新と開放拡大において引き続き全国の先駆けとなってほしいとの発言をしたからだという（高新才編 2008, p.212）。制度刷新と開放拡大を通じて浦東の開発開放を一層推し進めようという点で中央指導部と上海地方政府の間で認識が一致したと言える。

2005年初、浦東新区政府は、上海市を通じて、国家発展改革委員会へ国家総合改革試験区指定の申請を出した。それを受理した国家発展改革委員会は浦東へ人を派遣し視察を行ったが、国第1号の総合改革試験区となるわけで慎重な態度をとり、見解を示さないまま国務院へ上申し直接国務院の裁断を仰ぐことにした（高新才編 2008, p.212）。一説によれば、国家発展改革委員会が全国でいくつかの地域を選択し総合改革試験を行う構想を考案しており、浦東新区はその情報を知って一步先んじて申請を出したという（呉敬華他 2007）。ほどなく結果がわかった。同年6月22日に開催された国務院常務会議（温家宝総理司会）において、上海浦東新区に総合改革試験を行うことが認

可された。

この会議は、総合改革試験区指定の目的について、中国における改革は肝心な段階に来ており、条件のある地域を選び、社会主義市場経済体制を改善するための総合改革試験を行い、経験を積み重ねることは重大な意義があると強調し、また浦東新区総合改革試験の内容について、①政府職能の転換、②経済運営方式の転換、③二元化経済社会構造の転換を中心とするべきであると示している（国家発展改革委員会 HP）。

2006年1月、「浦東総合改革試験総体方案」が批准され、政府職能の転換（行政管理体制改革を進め、公共サービス型政府を築く）、経済運営方式の転換（金融体制、科学技術体制、対外開放体制の改革を進め、高度な市場化・国際化のビジネス環境を整備する）、二元化経済社会構造の転換（都市と農村の二元的な構造を取り除き、調和の取れた社会を構築する）といった3つの転換を中心とする改革試験項目が具体的に盛り込まれた。また浦東新区の位置づけについて、国家発展改革委員会は「浦東は上海の浦東、全国の浦東となるべきだ」というたいへん意味深い文句を付けていた（高新才編 2008, p.213）。

なぜ浦東新区が第1号の国家総合改革試験区としてこのようにスムーズに国務院から認可されたのか。その理由について中国の専門家の中で、中国の最大の課題は体制転換と政府職能改革であり、浦東が進めている改革はちょうどそれに合致していると見られることや、国家発展改革委員会において、浦東新区が比較的基礎がよくてリスクが小さいとの意見があるなどさまざまな議論があり、筆者はそれに異論がないが、しかし最も重要なのは、国家発展改革委員会から示されたように、上海及び長江デルタ、全国の牽引役としての浦東の役割に対する国の期待が大きい、ということだろうと考える。この結論について、浦東新区側の総合改革試験区指定に対する次のような認識も裏付けられるものとなる。浦東改革と発展研究院姚錫棠院長のコメントによると、「総合改革試験の実施は、国家の浦東開発開放に関しての二度目の措置であり、これは、浦東新区に「二次創業」とい

う新しい推進力を与えると同時に、優遇政策による発展から制度の革新によってより大きな発展空間を獲得することへ転換させるものである」という（上海市浦東新区政府 HP）。

浦東新区総合改革試験区設立の直後に、中央政府関係機関の支持を得て、さまざまな改革テストが始動してきた。例えば、中国人民銀行（中央銀行）上海本部が2005年8月に成立し、率先して多国籍企業に対する外貨資金管理の新しい措置を実施した。国家発展改革委員会、科学技術部、国家知識産権局などが浦東で科学技術体制革新テストを行い、浦東を国家科学技術創新テスト区と国家知識産権テスト区に指定した。商務部、税関総署などが浦東で物流や税関、国際サービスのオフショア業務請負などを含めた対外経済管理体制の改革試行を実施することにした（上海市浦東新区政府 HP）。国務院から浦東におけるハイテク企業は経済特区と同じ、所得税「二免三減半」¹⁰⁾の優遇を受けると発表され、科学技術部がハイテク企業の認定権を浦東新区に委譲することを決めた。2009年10月現時点で、中央紀律検査委員会、科学技術部、商務部、中国人民銀行、国家外貨管理局、税関総署などの中央政府部門が浦東新区で20項目余りの改革試行を展開させている（国家発展改革委員会 HP）。

3. 天津濱海新区

天津濱海新区は、1994年に天津市政府から設立され、その開発開放の促進が謳われたが、上海浦東新区と違って国の発展戦略に盛り込まれなかった。

2004年3月、第10期全国政協（全国政治協商会議、下同）第2回会議において、天津市の委員が「環渤海経済圏の開発を加速し、新しい成長拠点を創ろう」との提案を行い、環渤海地域の牽引役を育成するために天津濱海新区に対して国が重視し支援するよう要請した。これを受けて、同年4月、全国政協が考察団を派遣し、2回にわたって天津濱海新区を考察し、「環渤海地域経済振興における天津濱海新区の役割を一層増強しよう」をタイトルとしたレポートを国務院に提出し、国は

さまざまな面で天津濱海新区を支援し、環渤海地域の経済発展をリードさせようと呼びかけた。11月、温家宝総理はこのレポートに対して「天津濱海新区をよりよく企画し建設することは、天津の長期的発展にかかわるだけでなく、環渤海地域経済の振興においても重要な意義がある」というコメントをし、天津濱海新区開発と国家発展戦略との関連について明確に言及した（高新才編 2008）。

2005年5月、国家発展改革委員会が天津濱海新区に対して現地調査を行い、また6月に温家宝総理が國務院所管の15の部・委員会の長を連れて天津濱海新区を考察し、天津濱海新区の開発開放を速めることは、環渤海地域及び全国発展戦略において非常に重要であり、これは天津の長期的発展にかかわるだけでなく、地域協調発展の促進と国家全体の発展戦略の実施においても重大な意義があるとあらためて強調した。同年10月、胡錦濤国家主席も天津濱海新区を考察し、濱海新区開発開放の加速について重要な講話を発表した。その直後に開催された中国共産党16期5中全会で採択した第11次5カ年計画に関する提案の中に、「濱海新区の発展を加速する」ことが盛り込まれ、濱海新区の発展は地方の発展戦略から国家レベルの発展戦略にグレードアップされた（高新才編 2008）。

2006年6月、國務院が「天津濱海新区開発開放の推進に関わる関連問題についての意見」を発表し、天津濱海新区を国家総合改革試験区として正式に指定した。

なぜ天津濱海新区がこれほど中央指導部に重視されているのか。その国家総合改革試験区指定の理由や目的などについて「意見」は異例のことでありながら詳しい説明を盛り込んだ。まず指定の理由として、天津濱海新区は、「天津の発展を牽引し、京津冀（北京、天津、河北）と環渤海地域経済の振興に寄与し、東部・中部と西部の相互促進及び全国経済の協調発展メカニズムの形成のために更なる役割を果たすべきである」との認識を示した上で、「天津濱海新区の開発開放は、東部地域を優先的に発展させ、またこれによって中西部特に「三北」（東北、華北、西北）の発展を牽

引し、東・中・西部の相互補完・共同発展を図る国家の地域協調発展メカニズムの形成に重要な意義を持っている」と指摘し、その国の地域協調発展戦略への貢献に対する期待を明確に打ち出した。それに基づいて、「意見」は、天津濱海新区の位置づけと目標について次のように示している。すなわち、京津冀を後背地に、環渤海地域に寄与し、「三北」をカバーし、北東アジアを見据える。中国北部の対外開放の門戸及びハイレベルの現代化製造業、研究開発の基地、国際物流センターになることを目指すとする。

以上でわかったように、天津濱海新区に対して、中国北部の成長拠点として形成し、さらに環渤海地域及び北部内陸地域（「三北」）を牽引することが大いに期待されており、これはその国家総合改革試験区として指定された最も重要な要因であると言えよう。

環渤海地域が中国3大経済圏（珠江デルタ、長江デルタ、環渤海）の1つとなっているが、今までは珠江デルタと長江デルタに大きく遅れをとっていた。その原因についてよく指摘されているのは環渤海地域に北京と天津の2大都市があり、互いに競争していた一方、いずれも地域リーダーとしての存在と役割を実現できなかった。国家総合改革試験区の指定に伴って、天津は明確に環渤海地域及び中国北部の成長拠点として位置づけられ、一躍注目されてきた。一方、北京は全国の政治中心、文化中心と位置づけられた。

なお、国家総合改革試験区のモデル役として、國務院は濱海新区に対して、地域発展の新しいモデルを模索し、中国全土の改革と発展に経験と手本を提供するよう期待を寄せた。当面の業務重点として次の3つが決められている。①金融制度改革。国の金融関係の改革は原則として濱海新区で先行して試行する。当面では、産業投資基金、創業ベンチャー投資、金融業総合経営、多種所有制の金融企業、外貨管理政策、オフショア金融業務などの面において改革の試行を行う。②土地管理制度改革。土地利用制度の最適化及び土地管理方式の革新を行う。農村集団建設用地の回転及び土地収益の配分を行い、土地供給に対する政府のコ

ントロール能力を強める。③東疆保税港建設。東疆保税港区を設立し、国際中継、国際配送、国際仕入、国際中継貿易と輸出加工などの業務を重点的に発展させ、税関特殊監督管理区域の管理制度の革新を積極的に模索する。これらの改革の推進とあわせて、国からの支援として、財政税收における優遇政策を実施するとしている¹¹⁾(濱海新区網)。

4. 重慶・成都

浦東新区、濱海新区が国家総合改革試験区に指定された後、直ちに「新特区」と呼ばれて注目されてきた。次の「新特区」の指定をめぐって、表3で示されているように各地で激しい陳情合戦が起こっていた¹²⁾。

激しい競争の末、2007年6月7日、国家發展改革委員会が「重慶市と成都市における都市農村協調發展国家総合改革試験区設立の批准についての通知」を公布し、重慶市と成都市を国家総合改革試験区に指定した。「通知」では、改革の任務について「できるだけ早く都市農村協調發展の体制を形成させ、両市における都市農村協調發展を促進するとともに、全国の改革の深化及び科学的・調和の取れた發展の実現に模範を示す」としているが、指定の理由についての説明がなかった。前述した国家發展改革委員会經濟体制総合改革司孔涇源司長から示された「5つの基準」に基づいて分析すると、重慶市と成都市の指定理由として以下の2点を挙げられると考える。

第1は、重慶と成都是事実上西部地域の成長センターであり、今後西部地域における成長拠点として大いに期待されることである。国家プロジェクトとして「西部大開發」戦略が2000年に打ち出されているが、その対象地域は中国国土面積の56.8%を占める545.1万km²に達し、これほど広大な地域の開發を一斉に進めるのが相当難しいと言わざるを得ない。その後中国政府は西部に長江上流成都重慶經濟ベルトをはじめとする3つの地域を「開發重点区域」として指定し、その優先開發及び他地域への波及を図る方針を決めたが、「重点区域」と言っても依然として範囲が大きすぎることや、その開發に関する具体的な施策が出されていないことなど多くの問題点があって、西部大開發はなかなか予想通りにいかなかった(張兵2006)。重慶市と成都市の総合改革試験区指定は、西部における成長拠点の樹立を示すものであり、それによって、西部大開發戦略が一層現実性を持つようになった。重慶市と成都市政府側も両市の試験区指定の理由はその西部大開發戦略における役割と重要性にあると見ている。例えば、重慶市財政經濟弁公室陳新民副主任は次のように強調している。重慶と成都を選んで総合改革試験を行わせることは、西部大開發のさらなる推進及び地域間格差の縮小、地域協調發展の促進にたいへん有利であるという(聶華林・馬紅翰編著2009, p.353)。

第2に、重慶市と成都市は典型的な「大都市が大農村を帯同する」構造となっており、またとも

表3 各地の試験区指定競争(2007年6月現在)

申請省市	申請試験区名
重慶市	重慶市都市農村協調發展国家総合改革試験区
四川省	成都市都市農村協調發展国家総合改革試験区
湖北省武漢市	武漢国家試験区
湖南省	長(沙)株(洲)(湘)潭都市圏国家総合改革試験区
海南省	海南省国家総合改革試験区
遼寧省	瀋(陽)北新区国家総合改革試験区
広西自治区	北部湾国家經濟開發区
浙江省台州市	台州市民營經濟総合改革試験区
黒龍江省哈爾濱市	松北区国家総合改革試験区
河南省鄭州市	鄭州市国家総合改革試験区
広東省	広州開發区国家総合改革試験区

出所：中国国家發展改革委員会の資料より作成。

に都市農村協調発展において長年の改革経験を積んでいる。2007年末の統計によると、成都市1112.3万人口のうち農村人口は46.5%の516.8万人、重慶市3235.3万人口のうち農村人口は72.9%の2358.4万人に及んでいる（戚本超・景体華編2009）。重慶市は2006年5月に新たな都市発展のビジョンと長期戦略を掲げ、そのポイントの1つとして挙げられたのは、「都市農村の調和・連携発展の戦略的モデル地域」を構築することである。そのためにいわゆる「一圈両翼」というプロジェクトが打ち出された。「一圈」とは重慶市中心からの1時間交通圏であり、時間距離を念頭にした都市構造の再編といえる。「両翼」とは万州を中心とした重慶東北発展軸と黔江を中心とした重慶東南発展軸を指し、都市と農村の長期にわたる調和的成長を図ろうとするものである（葉華2008）。2007年初、重慶市は国務院に西部都市農村協調発展試験区建設の構想を提案し、首肯を得たという（高新才編2008）。成都市は2003年から都市農村協調発展の模索を開始し、工業開発区の調整や、都市農村住民の共生を特徴とした新型居住区の建設、農民の都市部への移転誘導などさまざまな施策を講じた。2004年、成都市は全国で先駆けて一元化した戸籍制度の実行を宣言し、都市戸籍と農村戸籍の区別を撤廃した統一した住民戸籍登録の試行及び農民の都市部移住に関する制限の撤廃に踏み出した（高新才編2008, p.223）。重慶市と成都市におけるこうした努力が都市農村協調発展国家総合改革試験区の指定につながったと言えよう。

5. 武漢都市圏・長株潭都市圏

重慶市と成都市が指定された後、国家総合改革試験区指定をめぐる激しい競争が一転して沈静化してきた。なぜかと言うと、実は東部に上海浦東新区、天津濱海新区、西部に重慶市と成都市がそれぞれ指定された後、次の第4回目の指定は道理で中部地域にはかならないと推測されていたのである（高新才編2008）。国家総合改革試験区指定において地域のバランスがいかに重要であるかがこのことから理解できる。はたして転機を

待っている中部の武漢都市圏と長株潭都市圏は、2007年12月とともに資源節約型・環境友好型社会建設国家総合改革試験区に指定された。

新聞の記事によると、湖南省は長株潭国家総合改革試験区の設立を申請するにあたって、長株潭の強みとして①文化の蓄積、②産業の集積、③良好な生態資源を挙げ、また申請が承認される場合、湖南省は土地制度、金融制度、財政制度、戸籍制度、行政区画制度などにおいて優位性を発揮し、チャンスをつかむと表明していたという（人民網）。また湖北省から国務院に提出された申請書も武漢都市圏を中部崛起重要戦略支点的の構築を目標とした新型都市化国家総合改革試験区と位置づけている。ここからわかるように、湖南省も湖北省も国家総合改革試験区を申請した際において、自ら「資源節約型・環境友好型」ということについて特に意識しなかったようである。

両省地方政府の指導者を含めた多くの人が、武漢都市圏と長株潭都市圏が指定されたのは、国家の中部崛起戦略の要請であり、地域経済発展のバランスをとるためであると分析している（高新才編2008, p.225）。つまり「中部崛起」を実現するために中部地域において成長拠点を指定し育成する必要があり、武漢都市圏と長株潭都市圏はそれにふさわしいと中央政府が見ているからだと思われる。

もちろん武漢都市圏と長株潭都市圏は「資源節約・環境友好」と無縁であるわけでもない。国家発展改革委員会によると、中部崛起戦略の推進に伴って、海外と東部沿海地域から中部地域への産業移転が増え、中部地域における資源と環境の圧力が大きくなると予想され、これまでの成長モデルと異なった工業化・都市化方式の創出が重要である。武漢都市圏と長株潭都市圏は重工業と製造業が集中する旧工業基地であり、ここで資源節約型・環境友好型社会建設総合改革試験区を行い、省エネ・環境にやさしい持続可能な発展方式を模索し、全国の改革と発展に経験と手本を示すことは非常に有意義であるとしている（高新才2008, p.224~225）。一方、湖北省李鴻忠省長は、経済発展が進み、資源・環境問題が深刻化している東

部沿海地域に比べて、資源・環境問題の状況が比較的よい湖北省と湖南省の場合、成長方式の転換は比較的成本が低く、やりやすいと見ている(高新才 2008, p.225)。

6. 深圳経済特区

前述した6つの国家総合改革試験区の国务院文書による明確な指定に比べて、深圳経済特区は事情がちょっと違う。1980年に第1号の経済特区として指定されて以来、深圳は周知のとおり、特殊な優遇政策を梃子に小さな町から珠江デルタ地域の中心都市へと大きく変貌してきた。しかし、全国各地の改革開放が進み経済特区の優位性が失われつつあるなか、経済特区特に深圳の位置づけや将来などが議論されてきた。そうしたなか、2009年1月に国务院から承認し公布された「珠江デルタ地域改革発展計画要綱(2008~2020年)」では、珠江デルタ地域の改革発展が国家戦略として位置づけられ、また「経済特区特に深圳総合改革試験区は、総合改革総体方案を制定し、順次に改革を推進し、改革の難題の解決を先行して試行し、率先していくつかの重点領域において新たな突破を実現しなければならない」と述べられ、深圳経済特区は「総合改革試験区」として明確に示された(深圳市政府 HP)。2009年5月、「深圳市総合改革総体方案」が国务院から批准され、また同年8月に武漢で開催された全国総合改革試験区工作会議における国家発展改革委員会彭森副主任の講話はあらためて深圳経済特区を含めた7つの国家総合改革試験区が国务院から認可されたと説明した(国家発展改革委員会 HP)。

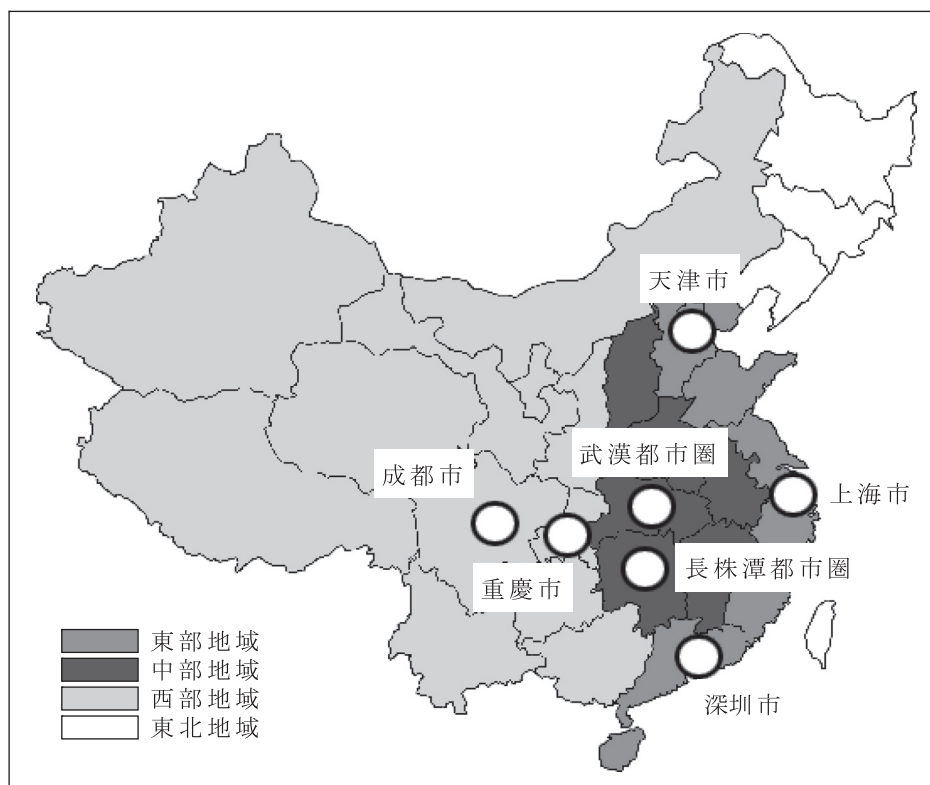
「深圳市総合改革総体方案」は、深圳経済特区における総合改革試験の内容について、①改革の深化及び開放の拡大に関する重要措置、②国際慣例に合致した制度の整備、③体制の革新、④中国本土と香港の経済協力に関する重要措置といった4つを盛り込み、特に対外開放の先行実施エリアとしての位置づけを強調している。深圳経済特区には、1980年代以来の中国対外開放の牽引役としての経験を生かしながら新たな対外開放を推進する役割が期待されている。

三. 中国における地域政策の方向性

1. 成長拠点のリードによる地域協調発展

第11次5カ年計画では、「東部先行発展の奨励」「西部大開発の推進」「東北旧工業基地の振興」「中部崛起の促進」といった地域協調発展戦略が明確に打ち出されているが、東部、中部、西部、東北のいずれも範囲が広すぎて、限られた資金や人材の効果的な利用を考慮すると、各地域においてそれぞれいくつかの拠点都市を選定し、その育成及び牽引力の発揮を図っていかねばならないと考えられる。東部、西部、中部にそれぞれ成長拠点を樹立するのは今回の国家総合改革試験区の設立が初めてである。これによって、各地域にそれぞれ成長拠点を指定・育成し、成長拠点のリードによる地域協調発展を図る、というような国の意向が明確に示されている。

前述したように、国家総合改革試験区指定の最も重要な基準として「地域が代表的である」ことが挙げられており、また実際指定の政治過程においても、この方針は忠実に貫徹されてきたのである。2005年6月上海浦東新区が第1号の国家総合改革試験区に指定されて以来、2007年12月まで、全国の18の地方政府から21の国家総合改革試験区設立の申請が出されており、そのうち東部地域から11、中部地域から6、西部地域から4となっている(聶華林・馬紅翰編著 2009, p.362)。地域のバランスを考慮した結果、東部地域には南から北へ深圳経済特区(珠江デルタ地域)、上海浦東新区(長江デルタ地域)、天津滨海新区(環渤海地域)の3つ、中部地域には武漢都市圏と長株潭都市圏の2つ、西部地域には重慶市と成都市の2つ、あわせて7つの国家総合改革試験区が指定され、地域的にバランスの良い配置となっている(図4)。改革の内容なども考慮されていたとは言ってもないが、地域における東中西と南北のバランスを重視し、地域協調発展の戦略方針を最優先することが明確に示されている。要するに、国家総合改革試験区の設立は、中国における地域協調発展戦略の一環として位置づけることができると言ってよい。



出所：筆者作成。

図4 国家総合改革試験区と地域協調発展戦略

2. 経済改革から総合改革への転換

これまで中国は主に経済体制をめぐる改革を進め、経済成長を図ってきた。これからは経済分野の改革だけでなく、都市・農村二元構造と土地制度の改革、資源節約と環境保護モデルの樹立、地方政府職能の転換などを含む総合的な改革を推進し、経済と社会のバランスのとれた発展を図ろうとしている。これは、中国における改革発展が新しい段階に入ることを意味すると考えられる。ただし、各試験区は同じ内容の改革を行うかという点、必ずしもそうではない。実際には、各試験区は総合改革を方針と目標としながら、それぞれの中心と重点が異なっている。2009年8月28日に開催された全国総合改革試験工作会议における国家発展改革委員会彭森副主任の講話によると、おおよそ次のように理解することができる。

浦東新区と濱海新区、深圳経済特区は、経済体制改革の深化、現代市場システムと開放型経済システムを形成させることを中心とする。具体的には、①ハイレベル産業、先端製造業、近代サービ

ス業の推進体制の整備、②行政管理体制、対外経済体制、社会管理体制の改革の推進が重点となる。

重慶市と成都市は、都市と農村の一体的・協調的な発展を促進することを中心とする。具体的には、①都市と農村の一体的な発展の促進、②特色产业、優位産業、労働集約型産業の推進体制の整備、③都市農村の一体的な発展に有利な財政、金融、土地管理、労働就業、内陸開放などに関わる改革試験、④工業が農業を育て、都市が農村を帯同するメカニズムを確立し健全化することが重点となる。

武漢都市圏と長株潭都市圏は、資源節約型・環境友好型社会建設の推進を中心とする。具体的には、①旧工業基地の改造、産業のレベルアップの加速、②新型工業化、資源節約型・環境友好型モデルの模索、③産業、市場、人材、技術集約、多種所有制経済の共同発展に有利な制度体系の模索などが重点となる。

3. 地方自主権の拡大

1980年代の経済特区の指定に際しては、特殊政策・優遇措置の付与がその最も大きな特徴であり、同じ1980年代に指定された沿海開放都市¹³⁾及び1990年代の上海浦東開発も経済特区に準じる特殊政策・優遇措置を適用することとされた。浦東新区と濱海新区国家総合改革試験区の指定に際して、国からある程度の優遇措置が与えられたが、かなり限定的なものにとどまっており、さらにその以降指定された国家総合改革試験区の場合、特殊政策・優遇措置は一切付与しないこととされた。しかし、一方では、中央政府から該当地方政府へ制度・体制を創造革新するための権限が委譲された。国家発展改革委員会楊偉民副秘書長の話によれば、国家総合改革試験区は、経済特区とは異なり、「金も政策も国が与える」ものではなく、国の優遇政策が適用されるわけではない。該当地方政府の自主権を拡大するもので、それを持って大胆に試行を行い、地域と全国のために経験を積むとしている（中国情報局）。要するに、これまでの経済特区など国家政策地域における財政税収をはじめとした特殊政策・優遇措置の付与に取って代わり、国家総合改革試験区には改革試験の権限、自主的に制度・体制を創造革新する権限が委譲され、これによって地方政府における自主権が大きくなることとなっている。これについて国家発展改革委員会経済体制総合改革司孔涇源司長は次のように語っている。改革開放初期の計画体制時代は、特殊な優遇政策を通じて特定の地域における改革を推進することが効果的であったが、現在では市場システムに要請された同一性、普遍性、公平性に基いて行動しなければならないし、特殊政策のみに頼っての地域モデルは長く成長していけないという（国家発展改革委員会 HP）。

おわりに

改革開放以降、中国は目覚しく変貌してきたが、それに東部沿海地域優先と経済成長至上という問題があって、急速な経済成長が実現した一方、地域間格差や都市農村間格差、社会システム整備の立遅れ、資源浪費と環境破壊などさまざまな矛盾

や不調和も噴出している。それを背景に、中国政府は地域協調、調和の取れた発展へとかじを切った。国家総合改革試験区の設立はその転換の1つの現れである。それから中国における地域政策の今後の方向性として次の3つを見出すことができる。すなわち、①成長拠点のリードによる地域協調発展の促進、②経済体制改革から行政体制改革、都市農村の一体的な発展の促進、省エネ・環境保全型成長モデルの樹立を含めた総合的な改革への転換、③中央から地方への権限移譲と地方自主権の拡大、の3つである。そのため、国家総合改革試験区は大いに期待されているが、いずれもまだ日が浅いので、効果を見出し議論するには時期尚早である。今後その動向を見守る必要がある。ここで特に指摘しておきたいのは、各試験区は総合改革の旗印を掲げているものの、改革試験の総体方案及び最近の動きを見て経済開発と経済成長を重視する姿勢が依然強く感じられ、経済発展が優先されて総合改革が後手に回られる可能性がないとは言えない、ということである。

もう1つ、中央政府側においては、法政策整備の遅れの問題がある。指定の目的や申請条件、審査基準、推進措置、指導監督体制など国家総合改革試験区に関わる諸般の事項を明確に示すために、関連する法政策を早急に整備しなければならないと考えられる。

注

- 1) 湖北省都武漢市とその周辺の黄石市、鄂州市、孝感市、黄冈市、咸寧市、仙桃市、潜江市、天門市など9の都市からなっており、面積、人口、GDPはそれぞれおおよそ湖北省全体の30%、50%、60%を占めている。
- 2) 湖南省の長沙市（省都）、株洲市、湘潭市を中心に、その周辺の岳陽市、常德市、益陽市、衡陽市、娄底市を含めた（いわゆる「3+5」）都市圏。湖南省総面積の約30%で、人口とGDPは湖南省全体の約40%を占めている。
- 3) 国務院（内閣）に属する行政部門の1つであり、経済政策及び社会発展政策の立案・実施、マクロ経済及び社会発展情勢の監督・調整、経済体制改革の指導推進と総合調整などを担当する。
- 4) 全国総合改革試験工作会議（2009年8月28日、武漢）における国家発展改革委員会彭森副主任の講話

- (国家発展改革委員会 HP)。
- 5) 1980年代、対外開放促進のために深圳、珠海、汕頭、厦門(アモイ)、海南の5カ所が「経済特区」として指定された。「経済特区」は特殊な経済管理と優遇措置が認められた特別の地区として、中国における改革開放戦略を象徴する存在であった。これらの経済特区への連想から、国家総合改革試験区はしばしば「新特区」と呼ばれる。
 - 6) 「資源節約型・環境友好型」の略。
 - 7) 「先富論」とは、東部沿海地域の優先発展を主張するものである。鄧小平によると、各地域の均衡発展は不可能であり、そのようにしてはいけない。条件の良い沿海地域を先に発展させ、内陸部の発展を帯同させる戦略をとるべきだという(鄧小平 1993)。
 - 8) 2006年、中国のCO₂排出量の世界に占めるシェアは20.7%(60.2億トン)で、米国の20.3%(59.1億トン)を超えて世界第1位のCO₂排出大国となった(関志雄 2009)。
 - 9) 共産党は常に先進的生産力発展の要請、先進的文化の前進方向、最も広範な人民の根本的利益を代表すること。
 - 10) 利潤が出た最初の2年間は免税、その後の3年間は税金半減とのこと。
 - 11) 具体的に、これには、ハイテク企業の所得税を15%で徴収すること、内資企業の賃金課税基準を引き上げること、企業の固定資産と無形資産に減価償却を加速する優遇政策を実施すること、一定時期内に濱海新区の開発建設に専用補助金を与えることなどがある(濱海新区網)。
 - 12) その原因として次の3点を挙げることができる。①試験区指定に伴う中央政府から地方への権力移譲と地方自主権の強化、②財政、税収、金融、土地などにおける優遇政策や支援措置の享受、③総合改革試験区に指定されることは、関連地域における成長拠点となることを意味すると考えられること。
 - 13) 経済特区に次ぐ対外開放のリード役として1984年に指定された東部沿海の大連、秦皇島、天津、煙台、青島、連雲港、南通、上海、寧波、温州、福州、広州、湛江、北海など14の都市。

参考文献

- 郝寿義編(2008)『国家総合配套改革試験区研究』科学出版社
- 郝寿義・高進田(2006)「試析国家総合配套改革試験区」『開放導報』2006年第2期
- 関志雄(2009)『チャイナ・アズ・ナンバーワン』東洋経済新報社
- 嚴善平(2006)「戸籍制限撤廃で農民の都市への移動促進

- を」日本経済研究センター・清華大学国情研究センター編『中国の経済構造改革』日本経済新聞社
- 吳敬華他(2007)『中国区域経済発展趨勢与総体戦略』天津人民出版社
- 孔涇源(2008)「国家総合改試験区：東中西互動格局形成」『瞭望新聞週刊』2008年第10期
- 高新才編(2008)『中国経済改革30年：区域経済卷』重慶大学出版社
- 聶華林・馬紅翰編著(2009)『中国区域経済格局与発展戦略』中国社会科学出版社
- 姜良瑜(2006)「從改革的發展演变看綜合配套改革試験区的提出」『城市』2006年第4期
- 肖金成(2006)『第三增長極的崛起：天津濱海新区發展戰略研究』経済科学出版社
- 熊金超(2008)「改革試験区攪熱区域經濟大發展」『半月談』2008年第3期
- 戚本超・景体華編(2009)『中国区域経済発展報告(2008~2009)』社会科学文献出版社
- 孫小静(2005)「浦東、又一次被歴史選択」『人民日報』2005年6月24日
- 張琴(2007)「統籌城鄉綜合配套改革試験区為何“花落”成渝」『金融博覽』2007年第8期
- 張兵(2006)「北海道開発の経験から見た中国の西部大開發の課題」『大阪府立大学経済研究』第52巻第2号
- 鄧小平(1993)『鄧小平文選』第3巻人民出版社
- 皮黔生(2006)「関与天津濱海新区实施綜合配套改革的戰略思考」『開放導報』2006年第2期
- 葉華(2008)「和諧社会時代の地域・都市發展戰略」野村総合研究所・此本臣吾編著『2015年の中国』東洋経済新報社
- 李春洋(2007)「中部地区建設国家総合配套改革試験区的戰略意義」『開放導報』2007年第2期
- 呂宗恕(2007)「武漢城市圈“申新”之路」『新西部』2007年第12期
(WEBサイト)
- 国家発展改革委員会 HP (<http://www.ndrc.gov.cn>)、2009年11月25日アクセス。
- 上海市浦東新区政府 HP (<http://www.pudong.gov.cn>)、2009年11月25日アクセス。
- 深圳市政府 HP (<http://www.shenzhen.gov.cn>)、2009年11月25日アクセス。
- 人民網 (<http://www.people.com.cn>)、2009年11月25日アクセス。
- 中国情報局 (<http://news.searchina.ne.jp>)、2009年11月25日アクセス。
- 濱海新区網 (<http://www.bh.gov.cn>)、2009年11月25日アクセス。